2　改正法附則第三十条第一項の規定により指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可を受けようとする旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、様式第十の指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の指定旧供給地点小売供給約款

三　前条第二号の事項の変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、旧簡易ガス料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一及び様式第二の書類

四　前条第三号又は第四号の事項の変更をしようとするときは、ガスの使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

（意見の聴取）

第十四条　第七条の規定は、改正法附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第五十条による意見の聴取を行おうとする場合に準用する。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件の承認）

第十五条　改正法附則第三十一条の承認を受けようとする旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、様式第十一の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　改正法附則第二十八条第一項第一号ハに規定する旧認可供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二　料金又はガスの使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又はガスの使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

（指定旧供給地点小売供給約款の公表）

第十六条　改正法附則第三十二条第三項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の公表は、同条第一項本文の認可を受けた日以後遅滞なく、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

（みなしガス小売事業者に対する立入検査の身分証明書）

第十七条　改正法附則第三十四条第三項の証明書は、様式第十二によるものとする。

（聴聞）

第十八条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

2　第十条第四項の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「前項の規定による届出」とあるのは、「行政手続法第十七条第一項の許可の申請」と読み替えるものとする。

（消費税等相当額の表示に係る手続の特例）

第十九条　第六条及び第十三条の規定に基づき申請書を提出しようとする場合であって、消費税等相当額を含めた料金の表示をしようとするとき及び消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

様式第一の二を削り、様式第八を様式第二十とし、様式第一から様式第七までを十二ずつ繰り下げ、様式第十三の前に次の十二様式を加える。

様式第1（第3条関係）

ガス製造事業届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

改正法附則第17条第3項の規定により、次のとおりガス製造事業に係る事項を届け出ます。

																				備考
主たる営業所	名称																			
	所在地																			
その他の営業所	名称																			
	所在地																			
製造所の名称	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）	ガス製造事業の用に供する設備	種類			容量	ガス発生能力	能力別の数												
			原料名																	
			設備名																	
		液化ガス貯蔵設備																		
		ガス発生設備	種類			圧力	容積	能力別の数												
			原料名																	
			設備名																	
		ガスホルダー																		
事業開始年月日																				
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先																				
その行うガス製造事業以外の事業の概要																				

備考　1　該当事項のない欄は、省略すること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。